

裁判統計報告について

平成17年1月31日情政第000005号高等裁判所長官，地方，家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成17年4月4日情政第000211号
平成17年7月8日情政第000361号
平成18年3月23日情政第000227号
平成18年9月15日情政第000746号
平成20年2月5日情政第000061号
平成20年3月11日情政第000157号
平成20年9月17日情政第000683号
平成20年11月19日情政第000934号
平成21年3月25日情政第000216号
平成22年12月10日情政第001016号
平成23年2月18日情政第000135号
平成24年12月12日情政第001677号
平成25年2月1日情政第73号

標記の報告について，下記のとおり定めましたから，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 統計報告書の種類等

統計報告書の種類及び様式名は，別表第1のとおりとする。

第2 統計報告書の作成

- 1 高等裁判所，地方裁判所，家庭裁判所及び簡易裁判所は，その取り扱った事

件について、本庁、支部又は出張所ごとに別表第1の様式名欄の統計報告書を作成する。

2 統計報告書作成の基準日等は、次のとおりとする。

(1) 統計月報及び統計年表

ア 統計月報は、各月の末日を基準日とし、各月ごとに作成する。

イ 統計年表は、12月31日を基準日とし、各司法年度ごとに作成する。

(2) 裁判事件票

裁判事件票は、既済の都度作成する。

第3 統計報告書の提出

1 統計月報及び統計年表

統計月報及び統計年表の提出先は最高裁判所とし、これらの提出期限は別表第2の1のとおりとする。

2 裁判事件票

裁判事件票の提出先は最高裁判所とし、その提出期限は別表第2の2のとおりとする。

第4 民事裁判事務支援システムを利用した場合の裁判統計報告

1 統計月報及び統計年表

民事裁判事務支援システム（以下「民裁支援システム」という。）を利用して事務処理を行う事件（以下「民裁支援システム対象事件」という。）については、第2の1の定めによる別表第1の統計月報及び統計年表の作成に代えて、これらの作成に必要な情報を、別表第2の1に定める提出期限までに民裁支援システムのサーバー（民裁支援システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピューターをいう。）の記憶装置（以下「民裁支援システムサーバー」という。）に記録する。

2 裁判事件票

民裁支援システム対象事件については、第2の1の定めによる別表第1の裁

判事件票の作成に代えて、その作成に必要な情報を、別表第2の2に定める提出期限までに民裁支援システムサーバーに記録する。

第5 刑事裁判事務支援システムを利用した場合の裁判統計報告

刑事裁判事務支援システム（以下「刑裁支援システム」という。）を利用して事務処理を行う事件については、第2の1の定めによる別表第1の裁判事件票の作成に代えて、その作成に必要な情報を、別表第2の2に定める提出期限までに刑裁支援システムのサーバー（刑裁支援システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピューターをいう。）の記憶装置に記録する。

第6 その他

この通達に定めるもののほか、裁判統計報告に関し必要な事項は、情報政策課長が定める。

付 記

- 1 この通達は、平成17年1月1日から適用する。
- 2 昭和60年10月22日付け最高裁総統第23号事務総長通達「裁判統計の報告について」は、平成16年12月31日限り、廃止する。
- 3 平成16年分までの報告については、なお従前の例による。

付 記（平17.4.4情政第000211号）

- 1 この通達は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記（平17.7.8情政第000361号）

- 1 この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行の日から実施する。
- 2 平成17年6月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記（平18.3.23情政第000227号）

- 1 この通達は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 平成18年3月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 1 8 . 9 . 1 5 情 政 第 0 0 0 7 4 6 号)

- 1 この通達は、平成 1 8 年 1 0 月 2 日から実施する。
- 2 平成 1 8 年 9 月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 0 . 2 . 5 情 政 第 0 0 0 0 6 1 号)

この通達は、平成 2 0 年 2 月 1 2 日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 3 . 1 1 情 政 第 0 0 0 1 5 7 号)

この通達は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 9 . 1 7 情 政 第 0 0 0 6 8 3 号)

この通達は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から実施する。

付 記 (平 2 0 . 1 1 . 1 9 情 政 第 0 0 0 9 3 4 号)

- 1 この通達は、平成 2 1 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 平成 2 0 年 1 2 月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 1 . 3 . 2 5 情 政 第 0 0 0 2 1 6 号)

- 1 この通達は、平成 2 1 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 平成 2 1 年 4 月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 成 2 2 . 1 2 . 1 0 情 政 0 0 1 0 1 6 号)

この通達は、平成 2 3 年 1 月 1 7 日から実施する。

付 記 (平 成 2 3 . 2 . 1 8 情 政 0 0 0 1 3 5 号)

この通達は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 記 (平 2 4 . 1 2 . 1 2 情 政 第 0 0 1 6 7 7 号)

- 1 この通達は、平成 2 5 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 平成 2 4 年 1 2 月分までの報告については、なお従前の例による。

付 記 (平 2 5 . 2 . 1 情 政 第 7 3 号)

この通達は、平成 2 5 年 3 月 4 日から実施する。

(別表第1)

種 類	様式番号	様式名	
第1 統計月報, 統計年表 1 民事・行政事件月報	民行月No. 1	民事・行政月報 (簡易)	
		表1 総括表	
		表2 通常訴訟新受内訳表	
	民行月No. 2	表3 支払督促に対する仮執行宣言の申立新受表	
		民事・行政月報 (地方)	
		表1 総括表	
		表2 通常・人事訴訟新受内訳表	
	民行月No. 3	表3 免責申立新受・既済・未済表	
		表4 破産手続開始決定表	
	2 民事・行政事件年表	民行年No. 1	民事・行政月報 (高等)
			表1 総括表
		民行年No. 1	民事・行政年表 (簡易)
(その1), (その2)			
表1 訴訟・調停新受の訴額等内訳表			
表2 調停の受理区分表			
表3 督促事件の支払督促に対する結果表			
表4 未済の審理期間表 (A表) ~ (D表)			
表5 雑新受内訳表			
民行年No. 2		民事・行政年表 (地方)	
		(その1) ~ (その4)	
		表1 民事控訴新受内訳表	
	表2 訴訟・調停新受の訴額等内訳表		
	表3 未済の審理期間表 (A表) ~ (D表)		
	表4 調停の受理区分表		
	表5 非訟新受内訳表		
表6 破産事件等の既済・未済表			
民行年No. 3	表7 雑新受内訳表 (A表) ~ (C表)		
	民事・行政年表 (高等)		
	(その1) ~ (その3)		
	表1 民事控訴・上告新受内訳表		
	表2 訴訟新受の訴額内訳表		
表3 未済の審理期間表 (A表),			

3 刑事事件月報			(B表)
		表 4	抗告表 新受・既済・未済表 (A表)
			抗告表
			抗告表 (B表) 抗告及び抗告許可の申立ての要旨表
		表 5	抗告表 (原裁判所が家庭裁判所の事件) (A表) 抗告申立ての要旨表
		刑事月 No. 1	刑事月報 (簡易)
		表 1	総括表
		刑事月 No. 2	刑事月報 (地方)
		表 1	総括表
		刑事月 No. 3	刑事月報 (高等)
		表 1	総括表
		刑事月 No. 4	略式月報
		表 1	略式内訳表
	表 2	交通切符等既済人員表	
	刑事月 No. 5	医療観察月報 (地裁)	
	表 1	医療観察内訳表	
	表 2	被害者に対する通知申出表	
	表 3	原決定取消・差戻等新受表	
	刑事月 No. 6	被疑者の国選弁護人請求月報	
	表 1	新受・既済内訳表	
	刑事月 No. 7	裁判員対象事件月報 (地方)	
	表 1	新受内訳表	
4 刑事事件年表	刑事年 No. 1	令状年表	
	刑事年 No. 2	被告人の処遇 (勾留・保釈関係) 年表	
		表 1	勾留・保釈に関する手続表
	刑事年 No. 3	刑事雑事件年表	
		表 1	新受内訳表
		表 2	処分結果表
	刑事年 No. 4	刑事未済年表	
		表 1	未済事件の審理期間表 (簡易)
		表 2	未済事件の審理期間表 (地方)
		表 3	未済事件の審理期間表 (高等)
	刑事年 No. 5	医療観察年表	
		表 1	医療観察内訳表
		表 2	鑑定入院命令・決定表

5	家事事件月報	家事月No. 1	家事・訴訟等月報
		表1	総括表
		表2	人事・通常訴訟新受内訳表
6	家事事件年表	家事年No. 1	家事審判事件細別年表
		家事年No. 2	家事調停事件細別年表
		家事年No. 3	家事審判事件及び家事調停事件の 審理期間年表
		家事年No. 4	その他の家事事件年表
		表1	雑事件表
		表2	審判前の保全処分及びその取消 事件表
		表3	過料の裁判表
		表4	家事手続案内表
		表5	雑新受内訳表
		家事年No. 5	家事涉外事件新受年表 (A表), (B表)
		家事年No. 6	訴訟等事件年表
		表1	訴訟事件新受の訴額等内訳表
		表2	訴訟事件未済の審理期間表
		表3	保全命令事件未済の審理期間表
7	少年事件月報	少年月No. 1	少年関係月報
		表1	総括表
		表2	少年保護表
		表3	処遇勧告表
		表4	試験観察表
		表5	観護措置表
		表6	簡易送致事件表
8	少年事件年表	少年年No. 1	少年保護事件行為別新受内訳年表
		少年年No. 2	試験観察年表
		少年年No. 3	少年審理期間年表
		少年年No. 4	準少年保護年表 (A表) ~ (C 表)
		少年年No. 5	少年審判雑事件年表
9	執行官月報	執行官月No. 1	執行官事務月報 (A表) ~ (C 表)
10	執行官年表	執行官年No. 1	執行官事務年表 (A表) ~ (E 表)
11	ちょう用印紙年表	ちょう印年No. 1	ちょう用印紙額年表
第2	裁判事件票		

1 民事・行政事件票		
(1) 民事事件票	民票1	民事第一審訴訟・少額訴訟事件票 (簡裁)
	民票2	民事第一審訴訟事件票 (地裁)
	民票3	民事控訴事件票
	民票4	民事上告事件票
	民票5	仮処分事件票
	民票6	保全異議, 取消事件票
	民票6の2	配偶者暴力に関する保護命令事件票
	民票7	民事執行事件票
	民票8	破産事件票
	民票9	再生事件票
	民票10	会社更生事件票
	民票11	民事調停事件票
	民票11の2	労働審判事件票
(2) 行政事件票	民票12	行政第一審訴訟事件票
	民票13	行政控訴事件票
2 刑事事件票	刑票1	刑事通常第一審事件票
	刑票2	刑事控訴事件票
	刑票3	医療観察処遇事件票
	刑票4	刑事損害賠償命令事件票
3 家事事件票	家票1	家事婚姻関係事件票
	家票2	家事子の監護事件票
	家票3	家事遺産分割事件票
	家票4	家事履行勧告・履行命令事件票
	家票5	民事第一審訴訟事件票 (家裁)
	家票6	仮処分事件票 (家裁)
	家票7	保全異議, 取消事件票 (家裁)
4 少年事件票	少票1	少年一般保護事件票
	少票2	成人刑事事件票

(別表第2)

1 統計月報及び統計年表

	提出期限
統計月報	翌月15日(当年8月22日)
統計年表	翌年1月31日

(注) 7月分の統計月報の提出期限は、提出期限欄の()内による。

2 裁判事件票

提出庁	提出期限
高等裁判所(支部を含む。)	当月分一括 翌月18日(当年8月25日)
地方裁判所(支部を含む。)	当月分一括 翌月18日(当年8月25日)
家庭裁判所(支部及び出張所を含む。)	当月分一括 翌月15日(当年8月22日)
簡易裁判所	当月分一括 翌月18日(当年8月25日)

(注) 7月分の提出期限は、提出期限欄の()内による。